■本　　庁　〒025-8601 花城町9-30　☎24-2111 FAX24-0259
■大迫総合支所　〒028-3203 大迫町大迫2-51-4　☎48-2111 FAX48-2943
■石鳥谷総合支所　〒028-3163 石鳥谷町八幡4-161　☎45-2111 FAX45-3733
■東和総合支所　〒028-0192 東和町土沢8-60　☎42-2111 FAX42-3605
【お知らせ中の表記】 本＝本庁　支＝全ての総合支所　大＝大迫総合支所　石＝石鳥谷総合支所　東＝東和総合支所

お知らせ

■都市計画道路変更案の縦覧

都市計画道路の変更案について縦覧を行います。皆さんの意見をお聞かせください。

【変更対象路線】▶市決定路線…白幡薬師堂線（一部廃止）、山の神諏訪線（線形変更）▶県決定路線…中口上和町線（全線廃止）、花巻笹間線（交差点位置変更）

【縦覧期間】12月12日（火）～26日（火）の平日

【時間】午前８時30分～午後５時15分

【縦覧場所】本都市政策課、支建設係

※県決定路線は県都市計画課（県庁内）および県南広域振興局花巻土木センターでも縦覧できます

【応募期限】12月26日（火）

【意見の提出方法】①住所②氏名③意見およびその理由を明記し、持参または郵送で下記へ

【問い合わせ・提出先】▶市決定路線…本都市政策課（〒025-8601 花城町9-30 ☎内線566）▶県決定路線…県都市計画課（〒020-8570 盛岡市内丸10-1 ☎019-629-5889）

■松くい虫防除のための薬剤樹幹注入への補助

県農林水産部提供

【対象】市内にアカマツを所有している人およびその管理者

※対象のアカマツは、健全木で地上から1.2㍍地点の直径（幹の太さ）が25㌢以上のものに限ります

【補助額】薬剤購入代金の２分の１以内の金額

【薬剤注入実施期限】平成30年３月30日（金）

※薬剤注入実施前の申請が必要です

【問い合わせ・申請】農村林務課（☎24-2111内線6278）、支産業係（大☎内線164、石☎内線242、東☎内線324）

■固定資産税の申告のお願い

固定資産税は、毎年１月１日現在の資産の所有状況により課税されます。次に該当する人は、届け出が必要です。

①償却資産の申告

【対象】製造業、飲食業、開業医、農業などを営み、事業用償却資産を所有している個人・法人

※申告案内が届かない人で該当すると思われる人は下記へお問い合わせください

【申告期限】平成30年１月31日（水）

※地方税ポータルシステム（eLTAX）による申告もできます

②家屋取り壊しの届け出

【対象】平成29年中に家屋を取り壊した人（取り壊しに伴い滅失登記した人を除く）

③住宅用地の申告

【対象】平成29年中に住宅を新築・増築した土地を所有している人（申告書を提出済みの人を除く）および隣接地の買い増しや住宅の取り壊しなどで宅地の利用状況に変更があった人

①～③共通

【問い合わせ】本資産税課（①②☎内線239・246、③☎内線240）

■就労に向けたセミナーおよび相談会

コミュニケーション能力の向上などを目的としたセミナーと、就職活動に向けた相談会を開催します。

【対象】おおむね15歳～39歳の人

【期日】12月８日・22日の金曜日

【時間】▶セミナー…午前10時30分～正午▶個別相談…午後１時～３時

【会場】ハローワーク花巻

【参加・相談料】無料

【問い合わせ・予約】もりおか・みやこ若者サポートステーション（☎019-601-6638）

■「食物アレルギーと食の安全安心を考えるシンポジウム」・「食品表示説明会」

①食物アレルギーと食の安全安心を考えるシンポジウム

食物アレルギーについて、発症の仕組みや予防・対処法を学びます。

【日時】平成30年１月12日（金）、午後１時30分～４時

【会場】プラザおでって（盛岡市中ノ橋通1-1-10）

【内容】▶基調講演「食物アレルギー～正しい知識があれば食物アレルギーは怖くない～」（講師はもりおかこども病院小児科医長の佐々木朋子さん）▶パネルディスカッション「食物アレルギーについての意見交換」

【定員】180人（先着順）

【申込期限】平成30年１月５日（金）

②食品表示説明会

加工食品の原材料原産地表示制度や、食品表示法に基づく新しい表示基準について説明会を開催します。

期日	会場	定員（先着順）
平成30年１月24日（水）	久慈地区合同庁舎（久慈市八日町1-1）	100人
１月29日（月）	岩手大学三陸水産研究センター（釜石市平田3-75-1）	60人
１月31日（水）	奥州地区合同庁舎分庁舎（奥州市水沢区大手町5-5）	70人

【時間】午後１時30分～４時

【申込期限】12月27日（水）

①②共通

【参加料】無料

【申し込み方法】申込書に必要事項を記入の上、電子メールまたはファクスで下記へ

※申込書は県庁ホームページからダウンロードできます

【問い合わせ・申し込み】県庁県民くらしの安全課（☎019-629-5322 FAX019-629-5279 ✉AC0009@pref.iwate.jp）

■新入学用品費を補助します

市は、経済的な理由で子どもの就学が困難な人に対し就学援助をしています。小中学校の新入学用品費を平成30年３月に支給します。

※就学前に市外に転出する場合は対象外です

①小学校入学生

【対象】生活保護世帯に準ずる程度に生活が困窮している人

【補助額】40,600円

【申請期間】12月13日（水）～平成30年１月19日（金）

※土・日曜日、祝日、12月29日（金）～平成30年１月３日（水）を除く

【申請方法】教育委員会小中学校課、市内小学校に備え付けている申請書に①平成28年分源泉徴収票（写し）②平成28年分確定申告書（写し）または平成29年度分市民税・県民税申告書（写し）③児童扶養手当証書（写し）④各種年金振込通知書（写し）⑤失業手当受給資料 などを添えて、居住している地域の指定学校へ

※申請書は市ホームページにも掲載しています

②中学校入学生

【対象】本年度、就学援助認定を受けた小学６年生

【支給額】47,400円

※申請は不要です

①②共通

【問い合わせ】教育委員会小中学校課（☎45-1311内線334）

■特設人権相談所を開設

家族関係や近隣関係などの人権相談に人権擁護委員が応えます。

【日時】12月８日（金）、午前10時～午後３時

【会場】盛岡地方法務局花巻支局、本市民生活総合相談センター、市役所各総合支所

※相談無料。申し込み不要です

【問い合わせ】盛岡地方法務局花巻支局（☎24-8311）

■「おもてなし観光ガイド」養成講座

本市を訪れる観光客に対し、花巻の魅力発信とおもてなしをする観光ガイドの養成講座です。受講者は観光ガイドとして登録されます。

【対象】次の要件を全て満たす人▶18歳以上70歳未満の人▶健康でウオーキングでの案内ができる人▶原則全ての講座を受講できる人

【期日】平成30年１月20日（土）～３月４日（日）の土・日曜日（１月28日、２月10日・11日、３月３日を除く）、全10回

※時間は１回３時間程度

【会場】花巻市交流会館 ほか

【内容】座学（宮沢賢治、高村光太郎などの先人、花巻温泉郷、花巻の特産品 など）、接遇・実地研修など

※詳しくは花巻観光協会ホームページをご覧ください

【定員】20人（選考）

【受講料】無料

【申込期限】平成30年１月10日（水）

【問い合わせ・申し込み】花巻観光協会（☎29-4522）

■空間放射線量測定結果

【測定結果〔11月９日（木）～24日（金）分〕（単位：マイクロシーベルト／時）】

①市役所新館前…0.03～0.04

②田瀬振興センター…0.07～0.08

※国や県の示す指標を大幅に下回っています

【問い合わせ】本防災危機管理課（☎内線476）

■し尿汲み取り依頼はお早めに

年末は、し尿汲み取り業務が混み合います。また、市内の汲み取り業者は年末年始の間、休業します。汲み取りは、10日程度の余裕を持って地域の指定業者に依頼しましょう。

※指定業者は、各世帯に配布している「家庭ごみ収集分別表」をご覧ください

【問い合わせ】本生活環境課（☎内線266）

■東北財務局盛岡財務事務所からのお知らせ

①多重債務相談窓口

借金を抱え、悩んでいる人からの相談に応えます。

【相談窓口】盛岡合同庁舎４階

【受付日時】月～金曜日の午前８時30分～午後４時30分

※電話での相談は、専用電話（☎019-622-1637）へ

【問い合わせ】東北財務局盛岡財務事務所（☎019-625-3353）

②無料出前講座

地域のコミュニティ活動や各種団体の勉強会などに伺い、出前講座を行っています。

【講座内容】▶振り込め詐欺や還付金詐欺、ヤミ金融などの手口と対策▶多重債務に陥らないために など

【問い合わせ】東北財務局 盛岡財務事務所（☎019-622-1637）

■無料相談をご利用ください

法律や人権、行政などの無料相談を行います。

相談名	実施日	時間	会場	申込開始日
弁護士法律相談	12月20日（水）	10:00～15:00	市民生活総合相談センター（本庁新館１階）	12月19日（火）
消費者救済資金貸付相談	12月21日（木）	13:00～17:00		12月14日（木）
行政書士法律相談	12月28日（木）	13:30～15:30		12月21日（木）

◉申し込みが必要な相談には定員があります（先着順・定員になりしだい締め切り）。申し込みは、申込開始日の午前８時30分から相談日前日までに電話で同相談センターへ

◉書類作成に係る相談は受けておりません

【問い合わせ・申し込み】本市民生活総合相談センター（☎内線459）